

村田町 農業委員会だより

令和5年4月1日発行

編集と発行 村田町農業委員会
村田町大字村田字追6
電話 0224-83-6409



発行にあたってのご挨拶

村田町農業委員会
会長 大沼善明

日頃から当農業委員会の活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の拡大、有害鳥獣による被害等多くの課題を抱えております。

更には、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安により、肥料、燃料等が高騰しており、農業経営はさらに厳しい状況となっております。

農業委員会としては、特に3つの業務を重点に活動します。まず、1つ目の「担い手への農地利用の集積・集約化」では、農家への訪問や地域の話し合いに参加し、農地の貸し手と借り手の意向を把握し、両者を引き合わせるなどの支援を積極的に行います。次に2つ目の「遊休農地の発生防止・解消」では、遊休農地の地権者の利用意向を踏まえて、遊休農地の解消に努めます。最後の3つ目の「新規就農・参入者の促進」では、新規参入希望者に対し、営農農地を見つけるなど農地の所有者との橋渡しを担います。

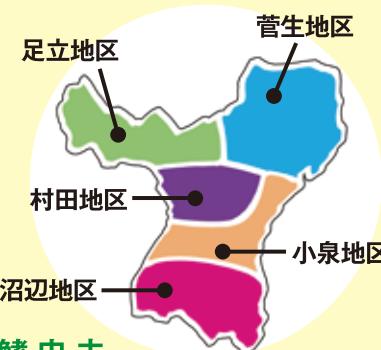
いずれにしましても本会の責務は重大ですが、委員19名一丸となって活動してまいります。

農地などの相談はあなたの地区の委員へお気軽にどうぞ

農業委員会業務をより適切に行うため、村田町を5つに分けて農地の売買や賃借などの審議、農地利用の最適化の推進に関する活動を行っています。

- 会長 …… 大沼善明
- 会長職務代理 …… 山家文雄

菅生地区	● 小山昭一	■ 小林光正	■ 高橋洋一
足立地区	● 丹野敬吉	■ 村上光博	■ 佐々木恒明
村田地区	● 南部仁	● 前野幸子	■ 佐山加代子 ■ 河鰐忠夫
小泉地区	● 大沼善明	● 渡邊長松	■ 岩間一義 ■ 大沼三男
沼辺地区	● 山家文雄	● 櫻井とし子	■ 二瓶養作 ■ 佐藤義宏 ■ 櫻井正人
			● 農業委員 ■ 農地利用最適化推進委員



農地の違反転用は農地法違反となります

知らずにやっていませんか？



農地を住宅、駐車場などの農地以外の用途に使用する際には、許可が必要です。

●次の行為は違反転用になります

- ・農地法の許可を受けないで、農地を住宅、駐車場など耕作の目的以外に用いること
- ・農地転用許可に付した条件に違反している者
- ・偽りその他不正の手段により、許可を受けた者

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可の事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。さらに3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金が科せられる場合もあります。

転用のお考えのある方は、まず農業委員会事務局へご相談ください。

農地を適切に管理しましょう！

農地を荒れたままにしておくと

雑草等が繁茂した農地は日当たりや風通しを妨げ病害虫の発生源や鳥獣被害の拡大になるなど、近隣の住宅の方に迷惑をかけることになり、周囲の農作物にも被害を及ぼすことが考えられます。

また、生い茂った草木によって見通しが悪くなるため、缶などのごみの投げ捨てや不法投棄を招きかねません。



農地は一度耕作をやめて数年放置するといざ耕作しよう、貸し付けようとしても耕作できる状態に戻すには費用と労力がかかってしまいます。所有者、耕作者の方は日頃から、除草・耕耘など適切な維持管理をお願いします。



農地を相続したいときは届出を！

相続で農地の権利を取得された方は、法務局での所有権移転登記完了後に農地のある市町村の農業委員会へ届出が必要です。また、賃借権が設定された農地の耕作者が死亡した場合は、耕作する権利は相続人に継承されます。

- 届出に必要な書類：農地法第3条の3の規定による届出書

～相続登記が義務化されます～

令和3年4月、「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が成立し、令和6年4月1日から相続登記が義務化される制度が開始することになりました。

相続登記とは… 土地や建物を所有していた方が亡くなった場合、亡くなった方から遺産を相続した際に必要となる不動産の名義変更です。手続きは法務局で行います。

所有者不明土地とは… 相続登記がされること等により、不動産登記簿をみても所有者が直ちに判明しないなどの土地。



農地の形質変更は届出が必要です

～形質変更をする前に届出が必要となります～

農地転用以外で、農地を農地として利用するため盛土等を行い形質を変更するときは、事前に町農業委員会へ農地形質変更届出が必要です。

届出がなく、形質を変更すると農地法の違反転用となることがあります。変更する前に必ず届出を提出してください。

- 届出に必要な書類：農地形質変更届出書



全国農業新聞を購読しませんか？

農業経営と暮らしに役立つ農業専門誌です。

全国47都道府県にある支局の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報など紹介しています。

- 発行日 毎月4回金曜日
- 購読料 月額700円(税込)
- 申込み お近くの農業委員・推進委員または農業委員会事務局

農地の売買、貸し借り、転用は許可が必要です！

農地は、法律によって守られています。自己所有の農地であっても売買・貸し借り・転用を行う際は、事前に許可が必要です。

○農地の権利移転に関する手続きの概要（申請の前に必ず農業委員会にご相談ください）

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備考
第3条	農地を耕作目的で 売買、貸し借り、 贈与するとき	農地の所有者及び 権利の移転を受け るもの	村田町 農業委員会	資産保有や投資目的による権利の取得は許可されません。 ※令和5年4月1日から農地法の下限面積要件が 廃止されます。 ※後継者への農地の名義変更でも必要です。（相続除く）
第4条	自分名義の農地を 農地以外のもの に転用（用途の変 更）するとき	転用を行うもの (農地所有者)	宮城県知事	農地の場所によっては、転用が出来ない場合がありま すので、事前に必ずご確認ください。 ※どんなに小さな面積でも許可が必要です。
第5条	他人名義の農地を 買って、または借 りて転用するとき	売主・貸主（農地 所有者）及び買主・ 借主（転用事業者）		

農業委員会では、毎月1回（25日頃）、農地法に基づく「農地の売買（賃借）の許可申請」の可否についての審議・決定及び「農地転用許可申請」に対する意見の決定等を行います。

なお、各種申請の締切日、総会の予定日は村田町ホームページに掲載しています。

～農地法の下限面積要件が廃止されます（農地法第3条）～

これまで、農地経営面積が原則50アール未満の規模では農地を取得したり借りたりすることができないとされてきました。（下限面積要件）

しかし、令和4年5月27日に農地法の一部が改正されたことにより下限面積要件が廃止され、令和5年4月1日からの施行に伴い、経営規模にかかわらず農地の権利取得ができるようになります。

ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は引き続き継続となりますので、ご注意ください。

施行後の主な許可基準

- (1) 農地すべてを効率的に利用して耕作すると認められること
- (2) 権利取得後において農作業に常時従事すると認められること
- (3) 権利取得後に農地の集団化・効率化に支障を生ずるおそれがないと認められること等



詳しくは農業委員会へ！

村田町農業委員会事務局

〒989-1392 村田町大字村田字迫6
(村田町役場東庁舎2階)

電話 0224-83-6409 FAX 0224-83-2114